

知的財産に関する訴訟の改革について

— 知的財産高等裁判所設置法及び裁判所法等の一部を改正する法律について —

坂口 智康*・小田 真治**

目次

- 第1 はじめに
- 第2 両法の立案経過
- 第3 知的財産高等裁判所設置法
 - 1 現行法による管轄（図1）
 - 2 知的財産高等裁判所設置法の概要
 - 3 知的財産高等裁判所設置法による管轄
- 第4 知的財産に関する事件の審理（裁判所法等の一部を改正する法律）
 - 1 特許権等の侵害訴訟における攻撃防御方法
 - 2 営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化
 - 3 専門家参加の拡大
- 第5 終わりに

.....

第1 はじめに

司法制度改革推進本部から第159回国会に提出されていた「知的財産高等裁判所設置法案」及び「裁判所法等の一部を改正する法律案」は、本年6月11日に、参議院で可決され、成立し（法律第119号、120号）、平成17年4月1日から施行されることとなった。本稿は、両法律の立案経過及び両法律が知的財産に関する訴訟に及ぼす影響を概説しようとするものである。なお、執筆者らは、両法律の立案過程に携わった者であるが、本文中意見にわたる部分は、いずれも私見である。

第2 両法の立案経過

(1) 司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議すること等を目的として内閣に置かれた司法制度改革審議会は、その「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月12日)（「意見書」）で、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」の具体的方策として、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきである旨の提言をした。

他方、「我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっている」として、「我が国として知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図る」ために開催された知的財産戦略会議では、「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日)（「大綱」）が決定された。大綱では、知的財産に関する裁判について、知的財産の保護の強化の一環として、「実質的な「特許裁判所」機能の創出」があげられ、「管轄の集中化」、「専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充」、「証拠収集手続の拡充」が掲げられた。

さらに、大綱を受けて、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に置かれた知的財産戦略本部では、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(平成15年7月8日)（「推進計画」）が決定された。推進計画では、知的財産に関する裁判について、保護分野の一環として「紛争処理機能を強化する」とされ、「知的財産高等裁判所の創設を図る」、「知的財産訴訟における専門的知見の充実を図る」、「証拠収集手続を拡充する」、「特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する」との項目が掲げられた。

(2) 司法制度改革推進本部事務局の知的財産訴訟検討会（座長：伊藤真東京大学教授、座長代理：中山信弘東京大学教授）では、これらを背景にして、知的財産に関する事件についての審理の一層の充実・迅速化のための諸方策について検討が進められた。また、諸外国における知的財産訴訟制度を検討するために、検討会のもとに民事訴訟法または知的財産権法を専門とする中堅ないし若手の学者による知的財産訴訟外国法制研究会（座長：大淵哲也東京大学教授）がおかれ、比較法的な観点からの検討も行われた⁽¹⁾。検討会の

* 松下電器産業株式会社知的財産権本部参事（前司法制度改革推進本部事務局企画官）

** 司法制度改革推進本部事務局主査

検討の過程では、各論点について意見募集（いわゆるパブリックコメント手続き）も行われた。

両法案は、このような検討会における検討結果⁽²⁾を基に提出されるに至ったものである⁽³⁾⁽⁴⁾。

第3 知的財産高等裁判所設置法

1 現行法による管轄（図1）

(1) 現行法⁽⁵⁾においては、特許権等に関する訴え⁽⁶⁾の第1審は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄に属し（民事訴訟法第6条第1項）、意匠権等に関する訴え⁽⁷⁾の第1審は、本来の管轄裁判所の他に、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が競合的な管轄を有する（同法第6条の2）ものとされている。そこで、特許権等に関する訴えは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、意匠権等に関する訴えは、同法第4条又は第5条の規定による管轄裁判所又は東京地方裁判所若しくは大阪地方裁判所に、それぞれ訴えを提起すべきことになる。

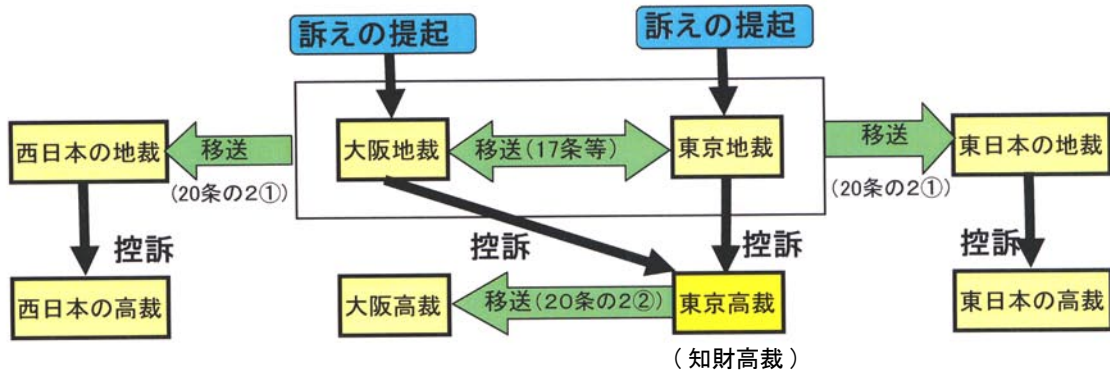
もともと、特許権等に関する訴えで、東京地方裁判

所又は大阪地方裁判所に専属すべき場合においても、専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞をさけるために必要な場合には、他の裁判所に移送されることもあり得る（同法第20条の2第1項）。

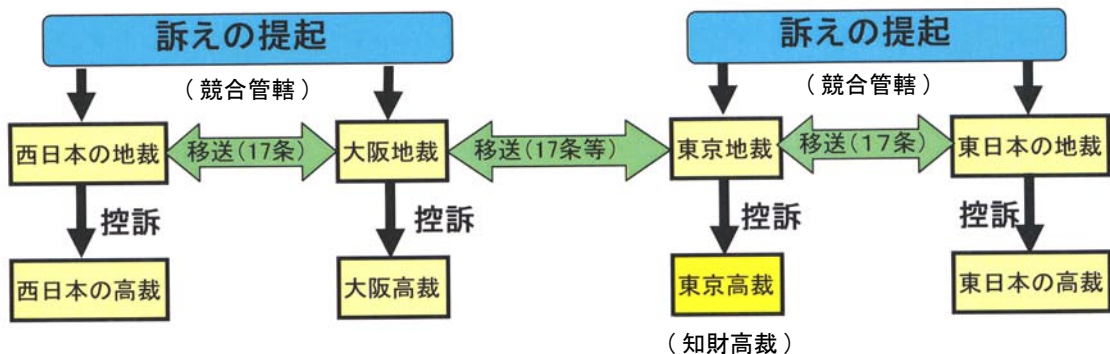
(2) 他方、特許権等に関する訴えの控訴審については、東京高等裁判所の専属管轄に属するものとされており（同法第6条第3項）⁽⁸⁾、特許権等に関する訴えの控訴審は、東京高等裁判所で審理されることとなる。ただし、特許権等に関する訴えの控訴審でも、専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞をさけるために必要な場合には、東京高等裁判所から大阪高等裁判所に移送されることもあり得る（同法第20条の2第2項）。他方、意匠権等に関する訴えについては、東京地方裁判所など東京高等裁判所管内の地方裁判所が第1審裁判所の場合には、東京高等裁判所の管轄に属することになるが、その他の地方裁判所が第1審裁判所の場合には、対応する各地の高等裁判所が管轄を有することとなる。

図1 知的財産に関する訴訟についての管轄と移送のイメージ

1. 特許権等に関する訴え



2. 意匠権等に関する訴え



東京高等裁判所は、特許庁の審決等に対する訴えについても、専属管轄を有するものとされている（特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項、商標法第63条第1項（同法第68条第5項））。

東京高等裁判所には、平成16年4月現在、知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う部が4か部置かれており、これらの訴訟は、いずれも知的財産権の専門部で審理・判断されている（なお、その他に知的財産権部に所属する全裁判官から構成される部が1か部置かれている。）。

2 知的財産高等裁判所設置法の概要

(1) 知的財産高等裁判所設置法は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所の設置のために必要な事項を定めることを目的とし（同法第1条）、知的財産高等裁判所を東京高等裁判所の特別の支部として設けることを定めている（同法第2条）。

「特別の」支部とした趣旨は、知的財産に関する事件について裁判所の専門的な処理体制を一層整備することを目的として、知的財産高等裁判所長の任命、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の配置に関する事項、知的財産高等裁判所が司法行政事務を行う場合の権限の行使方法、及び知的財産高等裁判所の事務局の設置など、通常の支部とは異なる内容を法律で特に定めたためである。

(2) 知的財産高等裁判所の取扱事件は、事件の性質・内容が知的財産に関する事件である限り、民事訴訟法その他の法律によって定められた東京高等裁判所の管轄に属するすべての事件に及ぶ（同法第2条）。具体的には、①特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えについて地方裁判所が第1審としてした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件であってその審理に専門的な知見を要するもの（同条第1号）、②特許庁の審決取消訴訟などの特許権等又は意匠権等に関する行政事件訴訟に係る訴訟事件（同条第2号）、③このほか、主要な争点の審理につき知的財産に関する専門的な知見を要する事件（同条第3号）、④上記①・②に

掲げる訴訟事件又は上記③に掲げる事件で訴訟事件であるものと口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件（同条第4号）である⁽⁹⁾。

(3) 最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定め、知的財産高等裁判所長を任命する（同法第3条）。知的財産高等裁判所が、裁判事務の分配その他の司法行政事務⁽¹⁰⁾を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議による（同法第4条第1項）。これは、知的財産高等裁判所が、知的財産に関する事件を専門的に取り扱うために法律によって設置された特別の支部であることから、知的財産高等裁判所における専門的な事件処理に密接に関係し、知的財産高等裁判所のみにおいて処理することが相当である一定の司法行政事務について、東京高等裁判所から知的財産高等裁判所に委譲されたものとして、その独自の権限の下で行使させることとするものである。また、このような知的財産高等裁判所が独自の司法行政事務を行う場合の権限の行使方法については、知的財産高等裁判所に勤務する全員の裁判官で組織される会議の議によるべきものとしている。

知的財産高等裁判所の庶務を行うため、知的財産高等裁判所事務局が置かれる（同法第5条）。

3 知的財産高等裁判所設置法による管轄（図1）

以上のとおり、知的財産高等裁判所設置法は、民事訴訟法第6条で定める管轄を変更するものではなく、東京高等裁判所とその特別の支部である知的財産高等裁判の間の事件の分配を定めるものであって、知的財産高等裁判所設置法によって、現状の東京高等裁判所内の知的財産権部で取り扱っている事件について変更が加えられることはない。

すなわち、特許権等に関する訴えの控訴審については、前記1(1)のとおり、東京高等裁判所の専属管轄に属することとなるが、その特別の支部である知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。意匠権等に関する訴えの控訴審についても、管内の地方裁判所が第1審裁判所であるなど東京高等裁判所の管轄に属する場合には、同様に知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。他方、意匠権等に関する訴えについて、東京高等裁判所管内以外の裁判所が第1審裁判所であった場合については、対応する高等裁判所が管轄することとなる。

特許庁の審決等に対する訴えについても、前記1(1)のとおり、東京高等裁判所が専属管轄を有するが、その特別の支部である知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。

なお、知的財産高等裁判所は東京高等裁判所におかれるが、民事訴訟法上の移送（第20条の2第2項）やテレビ会議システムなどを利用して、地方在住者の利益に配慮した運用がされるものと考えられる⁽¹¹⁾。

第4 知的財産に関する事件の審理（裁判所法等の一部を改正する法律）

1 特許権等の侵害訴訟における攻撃防御方法

(1) いわゆるキルビー判決

特許権等の侵害訴訟においては、原告の主張する特許権等に無効理由があると考えられる場合があり、このような場合などに、被告としていかなる対応がとり得るのかが問題になり得るところである。

この点について、我が国では、いわゆる公定力理論⁽¹²⁾により、特許の有効・無効の対世的な判断は、無効審判手続の専権事項であり、特許無効審判の無効審決が確定するまで特許は対世的に有効として扱われるべきものとされてきた結果、特許権等の侵害訴訟においても、特許権が無効であるとの主張は許されないと理解されてきた⁽¹³⁾。

このような状況を一変させたのが、いわゆるキルビー判決（最三小判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁）である。同判決では、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権等の侵害訴訟を審理する裁判所は、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め・損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない旨の判断が示された。

これにより、特許権に基づく差止め・損害賠償等の請求を訴訟物とする侵害訴訟において、無効理由の存在の明白性を判断する限度で、特許の無効理由の存否に関する裁判所の間接的・相対的な判断の余地が例外的に承認されるに至った。そして、現に、侵害訴訟の実務においても、この判決を受けて、特許権等に無効理由が存在することが明らかであるとの主張が多用されるようになり、その旨の判断も多くされるようになった。

もっとも、同判決では、「無効理由が存在すること

が明らかであると認められる」ことが要件とされていたことから、この「明ら要件」の解釈・運用をめぐる様々な議論が展開されることとなった。

(2) 改正の概要

① 特許権者等の権利行使の制限

今回の改正では、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができないこととしている（特許法第104条の3第1項）。その結果、従前、いわゆるキルビー判決に基づく主張をするには、当該特許に無効理由が存することが明らかであることを主張・立証する必要があったが、これに代えて、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められることを主張・立証すれば足りることになった⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

なお、裁判所が特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認めるときは、当該特許に基づく請求は棄却されるべきことになるが、たとえこのような判断がされたとしても、この裁判所の判断の効力は、通常の民事訴訟の原則に従い、訴訟当事者限りの相対的なものとなる。

他方、濫用防止の観点から、同項の主張が、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、これを却下することができることとしている（同条第2項）。そこで、例えば、相手方当事者が、同条第1項により、特段の根拠もなく多数の無効理由を無作為に主張するような場合には、同条第2項に基づき、審理を不当に遅延させる目的で提出したものとして、却下の決定を申し立てることができることになる。このような規定は、民事訴訟法第157条にも置かれているが、特許法第104条の3第2項は、時機に後れたものでなくとも、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められる場合に、却下することができることとする点で、異なっている。このような特則を設ける理由は、紛争の実効的解決の観点から侵害訴訟において特別に認めることとされた攻撃又は防御の方法について、その濫用的な提出を認めることとなるからである。なお、この却下決定に対して、独立に不服申立てをすることはできない。

② 裁判所と特許庁の連絡調整

特許庁から審判の請求があった旨の通知を受けている侵害訴訟において、第104条の3第1項の規定に基づく攻撃又は防御の方法が提出されたときは、裁判所はその旨を特許庁長官に通知すべき旨を規定する（特許法第168条第5項）。これは、侵害訴訟と特許無効審判が並行して係属している場合に、特許庁における特許無効審判での職権審理においてもそのことを認識した上で両手続の係属に配慮して審理を進めることにより、両手続間における判断齟齬を極力防止することを目的とするものである。

また、前記通知を受けた特許庁長官は、裁判所に対し、侵害訴訟における訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができるとしている（特許法第168条第6項）⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。

2 営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化

(1) 秘密保持命令

① 知的財産権に関する訴訟では、営業秘密が訴訟に提出される場面が想定される。このような例としては、例えば、営業秘密を侵害されたとして損害賠償請求や差止請求をする訴訟において、侵害の立証に際して、営業秘密の内容を明らかにする場面や、特許権等を侵害したとして訴訟を提起された場合に、侵害を否認するとともに、実施しているのは自らが営業秘密として保有している技術であると反論する場面などが考えられるところである。

このように訴訟で開示された営業秘密の保護のための手段として従前設けられていたのは、民事訴訟法第92条の定める閲覧等の制限の手続きや、不正競争防止法による損害賠償・差止請求等であった。

② 今回の改正では、以上の手段に加えて、秘密保持命令の制度及び次項以下に述べる公開停止の規定の整備等を新設している。

a 秘密保持命令に関する規定は、特許法第105条の4ないし第105条の6、第200条の2及び第201条に設けられている⁽¹⁸⁾。

秘密保持命令は、裁判所が当事者の申立てにより決定で発する。秘密保持命令の発令を得るためには、①証拠の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること及び②当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要

があることの2点について疎明が必要となる。秘密保持命令の内容は、当該営業秘密を訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は、当該営業秘密に関する秘密保持命令を受けた者以外の者への開示をしてはならない旨を命ずることである（同法第105条の4第1項）そこで、例えば開示された営業秘密を使って、訴訟準備のために試験を行うことは、許されるが、たとえ訴訟準備のためであっても、秘密保持命令を受けていない者に当該営業秘密を開示することは、許されないことになる。秘密保持命令の名宛人となり得るのは、当事者（法人である場合は、代表者や使用人等の自然人。）の他、訴訟代理人や補佐人も対象となり得る。秘密保持命令の決定書は秘密保持命令を受けた者に送達され、秘密保持命令はその時から効力を発する（同条第3項、第4項）。

秘密保持命令を却下した決定に不服がある場合には、即時抗告をすることができるが（同条第5項）、秘密保持命令の申立てを認容する決定に対しては、即時抗告は許されず、次の秘密保持命令の取消しの申立てをする必要がある。却下した場合にのみ即時抗告を認容することとしたのは、即時抗告がされた後抗告審における決定がされるまでの間に営業秘密が漏洩することを防止し、営業秘密の保護を十全なものとするためである。

b 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、秘密保持命令発令の要件を欠くこと又は欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しを求めることができる（同法第105条の5第1項）。秘密保持命令の申立人にも取消しの申立てを認めたのは、秘密保持命令が発令された後に和解が成立した場合など、秘密保持命令の申立人にも取消しの申立てを認めることが便宜である場合があることによるものである。秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるが（同条第3項）、秘密保持命令を取消す旨の決定は確定しなくては効力を生じない（同条第4項）。秘密保持命令を取り消す裁判をした場合には、当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者に対して、その旨を通知することとされている（同条第5項）。ある者への秘密保持命令が取り消されると、以後その者への開示は秘密保持命令に違反することになり、秘密保持命令を受けている者に大きな影響を与えるからである。

c 秘密保持命令が発された訴訟の訴訟記録については、民事訴訟法第92条第1項の規定による閲覧等の

制限がされていることが想定されるが、同条によっては、秘密保持命令を受けていない者が当事者の使用者として閲覧等の請求をすることまでは禁止されない。このことは、特に法人である当事者の場合等にあつては、従業員など本人である法人から委任を受けられる立場にあれば、事実上自由に訴訟記録の閲覧等を通じて営業秘密を知りうることとなり、営業秘密の保護が十分ではない。そこで、特許法第 105 条の 6 では、秘密保持命令を受けていない者が閲覧等の請求の手続きを行った場合には、民事訴訟法第 92 条第 1 項の申立てをした者に対して、閲覧等の請求があつた旨を通知しなければならないと定めており（特許法第 105 条の 6 第 1 項）、この通知により、営業秘密の保持者に、秘密保持命令の申立てをする契機を与えることとしている。そして、この申立てのための時間的猶予のために、裁判所書記官は、閲覧等の請求があつた日から 2 週間を経過するまでの間、秘密記載部分の閲覧等をさせてはならないと定めている（同条第 2 項）。

d 秘密保持命令に違反した者には、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金が科せられる（同法第 200 条の 2）。なお、親告罪の規定及び両罰規定も設けられている。

(2) 営業秘密が問題となる訴訟の公開停止

憲法第 82 条は裁判公開の原則を定めており、一般公衆が裁判を傍聴することができることから、営業秘密が関連する訴訟には困難な点があるとされていた。

そこで、今回の改正では、憲法の範囲内で⁽¹⁹⁾、当事者尋問等の公開を停止できる場合を明確に規定している。

当事者尋問等の公開停止の規定は、特許法第 105 条の 7（実用新案法第 30 条で準用される。）及び不正競争防止法第 6 条の 7 に設けられている。（表 1 参照）

表 1

今般の改正で改正することとしている主な項目（特許権者等の権利行使の制限、いわゆるインカメラ審理での書類の開示、秘密保持命令（秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等を含む。）及び当事者尋問等の公開停止）について、どの法律を改正するかを表にすると次のとおりとなる。

	特許	実用	意匠	商標	不競	著作
権利行使の制限	○	○	○	○	×	×
インカメラ審理	○	○	○	○	○	○
秘密保持命令	○	○	○	○	○	○
公開停止	○	○	×	×	○	×

○=改正を行う。×=改正を行わない。

(a) 当事者等が公開の法廷である事項について陳述することにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、(b) 当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とするべき侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、裁判官全員の一致により当該事項の尋問を公開しないで行うことができる（同条第 1 項）。

裁判所は公開停止の決定をするに当たっては、当事者等の意見を聞かなければならない（同条第 2 項）。また、裁判所は当事者等からその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提出をさせることができ、その提出された書類について、書類提出義務の有無に関する非公開審理手続（いわゆるインカメラ審理）を行うことができる（同条第 3 項）⁽²⁰⁾。この書面は、相手方に開示され得る（同条第 4 項）。

なお、特許法、実用新案法及び不正競争防止法以外の知的財産権法（商標法、意匠法、著作権法等）に関しては、公開停止の規定は特に設けられていない。これは、公開停止の規定は、営業秘密が典型的に問題となる訴訟について設けるべきと考えられることによるもので、公開停止の規定が設けられていない訴訟にあつては、これまでどおり憲法 82 条第 2 項の規定の直接の適用が問題になることになる。

公開停止をした上で尋問等がされた場合には、尋問等で現れた営業秘密を保護するため、秘密保持命令が活用されることになると考えられる。

(3) いわゆるインカメラ審理における書類の開示

知的財産に関する侵害訴訟において問題となる営業秘密は、技術的事項と密接な関係を有することが多い。この点、特許法第 105 条第 2 項は、いわゆるインカメラ審理の規定を設けているところ、裁判所がいわゆるインカメラ審理によって同条第 1 項ただし書に規定する正当な理由の有無を判断をするに際しては、書類の所持者において、技術的事項を含めて、裁判所に対して詳細な説明をする必要がある。他方、書類の所持者にこのような技術的事項に関する説明をさせるのであれば、説明が正確にされているか、反対当事者である書類提出命令の申立人にも、提示された書類を開示することが有益であることも考えられる。

このようなことから、改正法では、いわゆるインカ

メラ審理における書類の開示について、新たに特許法第105条第3項（同様の規定は、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法及び不正競争防止法に置かれている。表1参照。）を設け、裁判所は、同条第1項に規定する正当な理由があるかどうかについて、提示された書類を開示して当事者等、訴訟代理人又は補佐人の意見を聞く必要があると認めるときは、これらの者に当該書類を開示できることとしている⁽²¹⁾。

なお、近年における著作者人格権に関する保護の重要性と侵害行為の立証の容易化の必要を受けて、いわゆるインカメラ審理における書類の開示の規定の整備に伴い、著作者人格権・実演家人格権の訴訟についても、その適応の対象に加える手当をしている（著作権法第114条の3第1項、第4項）。

3 専門家参加の拡大

(1) 裁判所調査官

民事訴訟に裁判官以外の専門家が参加する制度としては、専門委員制度（民事訴訟法第92条の2以下）や鑑定（同法第212条以下）等があるところである。

この点、知的財産に関する事件においては、裁判所調査官が事件に関与することがしばしばある。裁判所調査官は、裁判所法第57条に定められている常勤の裁判所職員であり、専門技術的な見地から裁判官を補助している。知的財産に関する裁判所調査官は、特許庁からの出向者や弁理士で構成されている。

今般の改正では、知的財産に関する訴訟において、裁判所の専門的処理体制を一層強化し、審理の更なる充実・迅速化を図るため、この裁判所調査官の権限を拡大・明確化する等の方策をとることとしている。

(2) 改正の概要

① 裁判所法第57条の改正

従前の裁判所法第57条第2項は、地方裁判所において裁判所調査官がつかさどる調査事務について、「工業所有権又は租税に関する事件」と規定していた。しかし、工業所有権に関する事件のみならず著作権に関する事件についても裁判所調査官が調査をつかさどる必要があることから、今回、「知的財産又は租税に関する事件」と改めた。

また、今回の改正により拡大される具体的な権限を民事訴訟法に定める関係で、裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、調査を行うことに加えて、他の法律に

定める事務をつかさどる旨の規定に改めている。

② 知的財産に関する事件における裁判所調査官の関与

民事訴訟法第92条の8を新たに設け、知的財産に関する事件における裁判所調査官が行う事務を具体的に定めている。

第1号は、裁判所が争点を的確に整理するとともに裁判所調査官自身の調査をよりの確なものとするため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができることとしている。裁判所調査官が同号の事務を行う具体的な期日又は手続として、イは口頭弁論期日、証拠保全の審尋期日（同法第234条）、ロは弁論準備手続（同法第168条）、書面による準備手続（同法第175条）、ハはいわゆるインカメラ審理（特許法第105条等）、ニは進行協議期日（民事訴訟規則第95条）等について規定したものである。従前、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことは、裁判官のみが行っていたが、今後は、裁判所調査官からも、発問や立証の促しがされ得ることになる。

第2号は、裁判所の証拠調べを的確に行うとともに裁判所調査官自身の調査をよりの確なものとするため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、証拠調べの期日において証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することとするものである。この点についても、従前は、もっぱら裁判官によってされていたが、今後は、裁判所調査官からも、発問があり得ることになる。

第3号は、裁判所調査官の専門的知見及び調査結果を和解において有効に活用し、紛争の早期解決を図るため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を行うこととするものである。

第4号は、裁判所調査官の専門的知見及び調査結果を裁判所の事件に関する判断（評議・判決）に適切に反映させるため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、裁判官に対し、事件についての参考意見を述べることとするものである。なお、この裁判所調査官の参考意見は、裁判官が当事者から出された主張や証拠を正確に理解しやすくするために、その整理等をするものであるが、判断の基礎となる裁判の資料として新たな主張や証拠を追加するものではなく、判断の過程における過渡的な参考意見である。

このように、今回の改正により裁判所調査官の権限は拡大されることで、裁判所調査官は、知的財産に関する訴訟において、当事者と直接に接することとなるなど、より積極的に関与することになる。

③ 知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避

このような裁判所調査官の権限の拡大がされると、裁判所調査官の中立性を制度的に保障する必要が生じることになる。そこで、今回の改正では、民事訴訟法第92条の8の事務を行う裁判所調査官について裁判官の除斥及び忌避に関する規定を準用することとなった（同法第92条の9）。

そこで、例えば、裁判所調査官が相手方当事者の関係者である場合など、裁判の公正を妨げるべき事情があると考えられる場合には、当該調査官に対して、忌避の申立てをすることができることになる。

除斥又は忌避を理由とがあるとする決定に対しては、不服を申し立てることができないが、理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができるものとされている（同法第25条第4項、第5項）。

④ 専門委員との違い

民事訴訟法第92条の8において裁判所調査官は、専門委員（同法第92条の2等）の場合とは異なり、①口頭弁論の期日等における釈明、証拠調べの期日における当事者等への発問及び和解を試みる期日における専門的知見に基づく説明を行う場合に、「当事者の意見を聴くこと」及び「当事者の同意を得ること」の要件を不要とし、②いわゆるインカメラ審理手続においても、当事者の一方のみが立ち会う場面でも関与することができることとしている。

このようにした理由は、①専門委員の場合は、裁判所から独立に権限を行使する非常勤職員としての性質に鑑み、当事者に反論の機会を与えるために上記のような要件を加えたものであるが、②裁判所調査官は、専門委員とは異なり、常勤職員としての中立性が制度的に保障されており、裁判所から独立に権限を行使するものではなく、裁判長の命を受け、裁判所の補助機関としてその権限を行使するものであるため、裁判所調査官の権限行使に対して当事者の反論の機会を与えるためにその権限行使に制限を加えることは、必要がなく相当でないと考えられるからである。

裁判所調査官と専門委員との関係について、法の趣

旨に即した運用の在り方の一つとして、裁判所調査官は技術的知識及び特許法等に関する知識を有する者とし、原則として審理に関与することとすることとし、一方、専門委員は技術的知識を有する者とし、例えば、種々の先端技術等の技術分野について、必要に応じて審理に関与することとすることが考えられる。

第5 終わりに

「知的財産高等裁判所設置法」及び「裁判所法等の一部を改正する法律」は、知的財産に関する訴訟を、より一層充実・迅速化する上で、きわめて重要な意味を有する。両法律によって導入された諸制度の今後の運用は、訴訟当事者及び裁判所にゆだねられることとなるが、これらの制度が十分に活用され、知的財産訴訟のユーザーにとって真に実効性のある制度として定着していくことが期待されることである。

注

- (1) この研究成果は、別冊 NBL No.81 知的財産訴訟外国法制研究会「知的財産訴訟制度の国際比較」として公にされている。
- (2) 検討会の検討内容の詳細については、司法制度改革推進本部のホームページ中の <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/11titeki.html> を参照されたい。
- (3) なお、この検討会における検討と並行して、知的財産戦略本部においては、推進計画を受けて、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」が設けられた。
- (4) 検討会では、法曹資格を有しない技術者を裁判官とする「技術裁判官制度」についても検討がされた。技術裁判官制度については、当初、一部の検討会のメンバーより、今後増加する先端技術について対応するためには、法曹資格を有しない技術専門家が技術裁判官として裁判に関与することが必要であるとの意見も出された。しかし、特定の技術者を任期10年間の裁判官として固定化するよりも、裁判所調査官や専門委員制度のように、個々の事件に応じて、最適の技術者を広く弾力的に登用できる制度の方が、ユーザーニーズに的確に応える制度となり得るという意見や、技術の専門分野は細分化されているため、技術裁判官といっても、自己の専門外の技術には対応できないとの意見などが出され、議論を重ねた結果、裁判の最終判断者は法曹資格を有する裁判官であるべきで、今後は、理科系の学部を卒業し法科大学院に進んだ者が司法試験に合格し、法曹資格を取得して裁判官に採用されていくことに期待するという意見で一致した。

また、検討会では、「日本版ディスカバリー」として、各種の証拠収集方法を導入することに関しても議論がされた。この点に関しては、アメリカ式のディスカバリーの制度については、当事者や裁判所の負担増加や、濫用のおそれがあり、その導入は必ずしも相当でないとの意見、平成15年の民事訴訟法改正による訴え提起前における証拠収集等の手続きの拡充を踏まえ、訴え提起前にお

- ける証拠収集等の手続の運用の動向を見守るべきであるとの意見等が出された。その結果、平成15年の民事訴訟法改正による訴え提起前における証拠収集手続等の運用を見守ることで、意見が一致し、「日本版ディスカバリー」は導入されないこととなった。
- (5) 平成15年民事訴訟法改正(平成16年4月1日より施行)後の状況である。
- (6) 「特許権等に関する訴え」とは、特許権、実用新案件、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えをいう。この範囲は広く解されており、①特許権者等から権利侵害者に対してする差止請求訴訟、侵害物の廃棄等の請求訴訟、②特許権者等から権利侵害者に対する損害賠償請求訴訟、損害賠償に代え又は損害賠償と共にする信用あるいは名誉回復請求訴訟、③特許権者等を被告とする特許権等の侵害による差止請求権又は損害賠償請求権の不存在確認訴訟等が含まれるほか、④契約に基づく使用料請求訴訟や、⑤権利の帰属に関する訴訟、⑥職務発明の対価の請求訴訟等もこれに含まれる。
- (7) 「意匠権等に関する訴え」とは、意匠権、商標権、著作権者の権利(プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く。)、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項に規定する不正競争をいう。)による営業上の利益の侵害に係る訴えをいう。
- (8) ただし、民事訴訟法第20条の2第1項の規定により移送された訴訟については、対応する高等裁判所に控訴を提起すべきことになる。
- (9) いずれも民事事件・行政事件を念頭におくもので、刑事事件を含まない。
- (10) 知的財産高等裁判所において行う司法行政事務については、その余に、東京高等裁判所の裁判官会議からの委任により行う極めて多種多様の事務が別途存在する。それらについては、通常の支部と同様に、東京高等裁判所の裁判官会議の委任により、知的財産高等裁判所長が専権的に処理するとすることも可能であると解される。
- (11) この点については、平成15年民事訴訟法改正の際にも議論され、同様の運用がされると考えられるとされていたところである(「一問一答平成15年改正民事訴訟法」68頁(2004年、商事法務))。
- (12) 「行政行為は仮に違法であっても、取消権限のある者によって取り消されるまでは、何人(私人、裁判所、行政庁)もその効力を否定することはできない、という法現象を指して、通例、行政行為には公定力があると表現される」とされる(塩野宏「行政法I」116頁(第2版、1991年、有斐閣))。
- (13) このことから生じる不都合を回避するために、裁判例や学説では、限定解釈説、自由技術の抗弁説、技術的範囲確定不能説、当然無効説、権利濫用説など各種の考え方が提示されてきたところである。
- (14) 出願公開に伴う補償金請求権の行使についても、同様の手当てを行っている(特許法第65条第5項)。また、実用新案法、意匠法、商標法においても同様の規定が置かれている。(表1参照)
- (15) 上記抗弁に対抗するために、特許権者は、特許庁において訂正審判(無効審判係属時は訂正)を請求できることとし、紛争の実効的解決の観点から、侵害訴訟係属中に訴訟当事者から請求があった訂正審判等については、早期に審理する対象とされる予定である。
- (16) 紛争の実効的解決・判断齟齬の防止の観点から、侵害訴訟係属中に請求があった特許無効審判については、早期に審理する対象とされる予定である。また、侵害訴訟と特許無効審判の判断が齟齬するおそれがあるときは、裁判所は、裁量により訴訟手続を中止するものとされている(特許法第168条第1項)。
- (17) 侵害訴訟と無効審判における特許の有効性についての判断が異なった場合は、民事訴訟の原則に則ることになる。すなわち、侵害訴訟において判決理由中で特許有効を前提とした判断がされた判決が確定した後、特許無効審判により特許を無効にすべき旨の審判が確定した場合には、前の侵害訴訟における確定判決については、その理由中の判断の基礎となった行政処分(特許査定処分)が後の行政処分(特許を無効とする旨の確定した審判)によって変更されていることとなり、民事訴訟法第338条第1項第8号の再審事由が認められることになる。他方、特許無効審判において特許が無効にされるべきものと認められるとして侵害訴訟の中で特許法第104条の3第1項の規定による主張が認められ、その後に特許無効審判の請求が成り立たない旨の審判が出された場合については、民事訴訟の再審事由とはならないと解される。すなわち、①前の判決の基礎となった行政処分(特許査定処分)自体には何ら変更は生じておらず、前の判決における理由中の判断は、特定の行政処分(審判等)の公定力に拘束されたものではなく、特許が無効審判の確定により無効とされるまでは有効であることを前提としつつ、特許権の行使を制限するかどうかという法律問題についての別の訴訟物に関する判決の帰趨の問題であり、②これについて権利者が前訴で敗訴したことは、弁論主義の原則の下における当事者の主張・立証活動の程度に応じた訴訟状態に基づく自由心証による判断の結果であるから、既判力の抵触がないからである。
- (18) 実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法でも準用され又は同様の規定が設けられている。(表1参照)
- (19) 憲法82条の定める裁判の公開原則の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにあると解されている(最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁)。
- そうすると、営業秘密との関係で裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ、裁判を公開することによってかえって適正な裁判が行われなくなるといわずに極限的な場合についてまで、憲法が裁判の公開を求めていると解することはできない。
- このような場合は、同条2項にいう「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」がある場合に該当すると解されるもので、今般設けられた公開停止の規定は、その範囲内で要件及び手続を明確に規定するものであるから、憲法の趣旨に添うものと考えられる。
- (20) いわゆるインカメラ審理において開示された書類に営業秘密が含まれる場合には、秘密保持命令の対象となり得る。
- (21) 注(20)と同じ。

(原稿受領 2004.7.1)

